

立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
の公布による。

立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年立川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 ……略……	第2条 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。	3 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。
(1)及び(2) ……略……	(1)及び(2) ……略……
(3) 地方公務員法第22条に規定する <u>条件付採用</u> になっている職員	(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する <u>条件附採用</u> になっている職員
(4) ……略……	(4) ……略……
4 ……略……	4 ……略……
(職務に復帰した職員に対する退職手当に関する特例)	(職務に復帰した職員に対する退職手当に関する特例)
第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職し、又は死亡した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職し、又は死亡した <u>場合</u> を含む。）における立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号。以下「退職手当支給条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務とみなす。	第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職し、又は死亡した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職し、又は死亡した <u>場合も</u> 含む。）における立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号。以下「退職手当支給条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務とみなす。
2及び3 ……略……	2及び3 ……略……

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。